

京都市青少年科学センターにおけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済に係る 指定納付受託業務仕様書

この仕様書は、京都市青少年科学センターにおけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「クレジットカード等」という。）導入に伴う指定納付受託に係る業務において、受託者に求める概要を示したものである。したがって、この仕様書に明記していない事項でも、業務目的達成上当然に必要なと認められるものは、受託者の責任において実施すること。

1 業務名称

京都市青少年科学センターにおけるクレジットカード、電子マネー及びQRコード決済に伴う指定納付受託に係る業務

2 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

3 指定納付受託業務の対処となる収入

- (1) 入場料
- (2) プラネタリウム観覧料

4 指定納付受託で取り扱うブランド等

以下のクレジットカード等のブランドについては、必ず対応することとし、その他のブランド、デビットカード等の取扱いは提案によるものとする。

なお、取扱い可能なブランドが付された受託者以外が発行したクレジットカード等の取扱いも可能とすること。

(1) クレジットカード

VISA及びMasterCard

(2) 電子マネー（非接触型電子マネー）

「PiTaPa」を除く計9社の交通系ICカード、WAON、nanaco及び楽天Edy

(3) QRコード決済

Alipay・WeChatPay・PayPay・d払い・メルペイ及びauPAY

5 指定納付受託の方法

(1) クレジットカード等納付による立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月の末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。なお、営業日とは、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項における休日に該当しない日をいう。）までに、一括して京都市（以下「本市」という。）があらかじめ指定する方法により支払うこと。立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払いとする。

(2) クレジットカード等納付による立替金を振り込む際の手数料は受託者の負担とすること。

(3) 各月ごとのクレジットカード等納付による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定

日の5営業日前までに本市に送付すること。

- (4) 複合体業者による場合、立替金の納付、取扱手数料の請求及び本市からの支払いについては、代表者が一元的に取りまとめること。

6 指定納付受託行為に対する取扱手数料

- (1) 本市は受託者からの請求に基づき、取扱い手数料を支払う。
- (2) 取扱手数料の額は、毎月毎の売上金額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

7 決済端末の設置条件

(1) 決済端末の規格等

ア 決済端末は、接触ICカード、磁気カード、電子マネー、PIN入力装置の一体型端末である「Verifone社製 V200C」を使用することとする。

イ 本市が導入している改札発券システム端末との連動が可能になるように、本市が改札発券システムの保守を行うシンフォニアエンジニアリング株式会社（以下「保守業者」）という。）の開発に協力すること。

ただし、保守業者の開発が業務開始日に間に合わなかった場合は、本市と受託者で協議のうえ、開始までの間、上記の端末以外の端末を使用する可能性がある。なお、取扱手数料率は提案の手数料率によるものとする。

ウ 決済センターとの通信は、有線によって行うこと。また、改札発券システム端末とも有線接続とすること。

エ 履行開始日から遅滞なく決済端末を使用できるように調整すること。

(2) 決済端末の設置

ア 決済端末の使用に要する回線敷設に係る費用は本市の負担とする。

イ 回線契約料及び月額使用料については、本市の負担とする。

ウ 決済端末及びその設置に要する費用は、本市が負担する。

エ 決済端末の付属品やロール紙等の消耗品の費用は、本市が負担する。

オ 決済端末の故障、劣化、その他の事項がある場合は受託者の責任において速やかに対処すること。また、少なくとも年1回の定期点検を行うこと。なお、費用は原則受託者の負担とする。

カ 現在使用している改札発券システム端末が更新される際は、決済端末の再設置を行う等速やかに対応すること。

キ 障害発生時の対応とその連絡方法など、サポート体制について明確にすること。

(3) 端末機の設置台数

以下のとおり設置する。

ア 京都市青少年科学センター入口発券所 2台

8 運用条件

(1) システム運用及び業務体制等

- ア 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- イ 支払金額と回数を入力でき、カード決済承認番号は即時取得可能であること。
- ウ 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。
- エ 収納情報データを蓄積し、決済種別ごとにブランド別金額内訳を本市に情報提供すること。
- オ 京都市青少年科学センターの開館中の障害発生時は、常時サポート体制を取っていること。
特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。
- カ 個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。
- キ 金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡については、受託者は最大限の協力をする事。
- ク 利用者に対し、クレジットカード等での支払いが可能であることを案内するため、取扱いブランドのアクセタンスマークを受託者の負担により掲示すること。
- ケ システム導入時のサポートサービスとして、本市職員及び本市が業務委託している事業者の職員に対して、端末機操作研修を習熟するまで実施すること。ただし、本市にて不要と判断した場合はこの限りではない。

(2) 契約書記載上の注意事項

- ア 加盟店契約の方式は、第三者納付としての立替払型とすること。
- イ 指定日までに代理納付できなかった際の延滞金に関して、必要事項を明記すること。
- ウ 加盟店契約の解除に関して、必要事項を明記すること。
- エ 個人情報の保護に関して、必要事項を明記すること。
- オ 決済種別ごとのブランドの手数料率は原則同一とすること。
- カ 受託者が定める加盟店規約は、加盟店契約及びその他の付属書類と内容を異にする事項については、効力を有しないこととし、定めのない事項及び疑義については双方の協議により決定すること。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護等については、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(4) その他

システム導入にあたり、公有財産の目的外使用許可を要しないものとする。

9 その他

- (1) 契約期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- (2) 端末の操作及びクレジットカード等納付申出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を本市が第三者に委託できることとする。
- (3) 本仕様書及び加盟店規約に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、本市と事業者で協議のうえ決定する。

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

(個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出)

第1条 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報総括管理者)

第3条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

(従業者の監督)

第4条 受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の適正な管理)

第5条 受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。
- (3) 個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。
- (4) 個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。
- (5) 個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

(再委託の制限)

第6条 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あら

かじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第6条第1項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(遵守状況の報告)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(立入調査等)

第11条 発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
- 3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(提供した資料の返還)

第12条 受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(事故の発生の報告義務)

第13条 受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。